

越前町告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による越前町織田鎌坂地区において実施された県営中山間地域総合整備事業に係る換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成23年10月11日

越前町長 関 敬 信

(別紙)

次の区域を織田 5 4 字鎌坂沖に編入する。

大字	字	地番
織田	5 2 字 小谷	3 の一部、1 1 の一部
	5 3 字 源太橋	1、2、3 の 1、3 の 2、4 の 1、4 の 2、 5、6、7 の 1、7 の 2、8 の 1、8 の 2、 9 の 1、9 の 2、1 0 の 1、1 0 の 2、1 1 の 1 から 1 1 の 6、1 2 から 1 4、1 5 の 1、 1 5 の 2、1 6、1 7 の 1、1 7 の 2、1 8 から 2 4、2 5 の 1、2 5 の 2、2 6 の 1、 2 6 の 2、2 7、2 8 の一部、2 9 から 3 1、 3 2 の 2、3 3 の 2、3 4
	5 9 字 大谷	1 1
	1 5 7 字 峠ヶ谷	7 3 の 1、7 3 の 2、7 4 の 1、7 4 の 2、 7 5 の 1、7 5 の 2、7 6 の 1、7 6 の 2、 7 7、7 8 の 1、7 8 の 2、7 9、8 0、 8 1 の 1、8 1 の 2、8 2 の 1、8 2 の 2、 8 3 の 1、8 3 の 2、8 4 の 1、8 4 の 2、 8 5、8 6 の 1、8 6 の 2、8 7 の 1、8 7 の 2、8 8 の 1 の一部、8 8 の 2、9 6 の 1 の一部、9 6 の 2、9 7 の 1、9 7 の 2、 9 8 の 1、9 8 の 2、9 9 の 1、9 9 の 2、 1 0 0 の 1、1 0 0 の 2、1 0 1、1 0 2 の 1、1 0 3 の 1、1 0 4 の 1、1 0 5 の 1、 1 0 6 の 2 の一部、1 0 7、1 0 8、1 0 9 の一部、1 1 0 の 2 の一部、1 1 1 の一部、 1 1 3 の 2 の一部

次の区域を織田 6 3 字下峠に編入する。

大字	字	地番
織田	5 4 字 鎌坂沖	4 8 の 1、4 8 の 2、4 9、5 0 の一部、5 2 の一部、5 3 の一部、5 8
	6 2 字 中峠	1 0 の 1、1 0 の 2、1 1 の 1、1 1 の 2、1 2 の 1、1 2 の 2、1 3 の 1、1 3 の 2、1 4 の 1、1 4 の 2、1 5 の 1、1 5 の 2、1 6、1 7 の 1、1 7 の 2、1 8 から 2 1
	1 5 7 字 峠ヶ谷	4 9 の 3

次の区域を織田 6 6 字宮ヶ平に編入する。

大字	字	地番
織田	5 3 字 源太橋	2 8 の一部
	5 4 字 鎌坂沖	3 2、3 3、5 1 の 2 の一部、5 2 の一部、5 4 の 2 の一部、5 6 の一部
	6 7 字 鳥越	1 0 から 1 5、1 6 の 1、1 6 の 2、1 9 の 1、1 9 の 2、2 0 の 1、2 0 の 2、2 5 から 2 8、3 0 から 3 2
	1 5 7 字 峠ヶ谷	8 8 の 1 の一部、8 9 の 1、8 9 の 2、9 0 の 1、9 0 の 2、9 1 の 1、9 1 の 2、9 2 の 1、9 2 の 2、9 3 の 1、9 3 の 2、9 4 の 1、9 4 の 2、9 5 の 1、9 5 の 2、9 6 の 1 の一部、1 0 6 の 2 の一部、1 0 9 の一部、1 1 0 の 2 の一部、1 1 1 の一部、1 1 2